

野洲市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

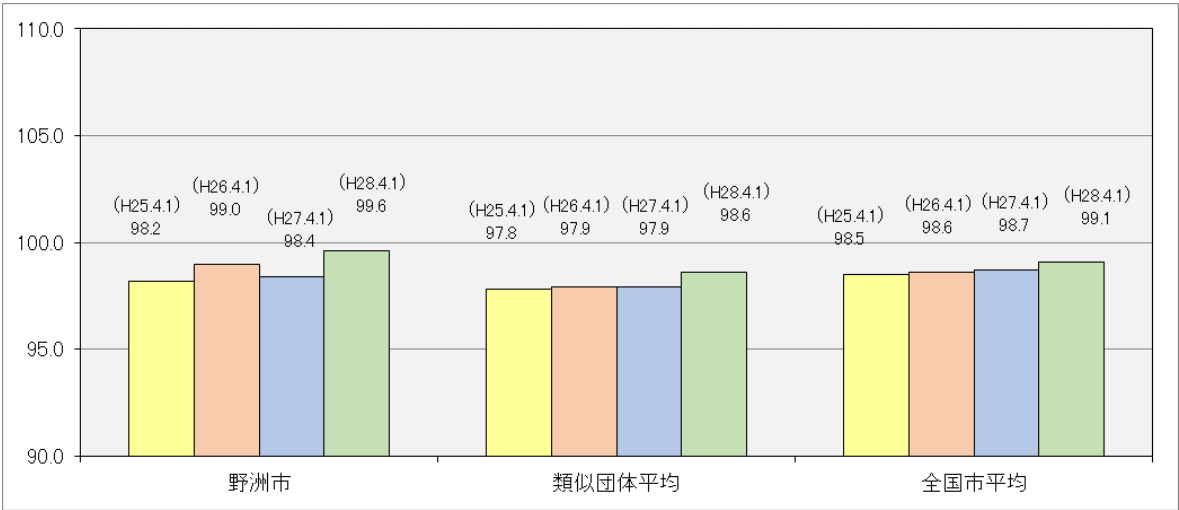
区分	住民基本台帳人口 (28 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26 年度の人件費率
27 年度	人 50, 837	千円 24, 260, 197	千円 502, 201	千円 3, 902, 948	% 16. 1	% 20. 7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B		
27 年度	人 402	千円 1, 547, 141	千円 278, 654	千円 583, 593	千円 2, 409, 388	千円 5, 994	千円 5, 881

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27 年 4 月 1 日現在の人数である
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
4 類似団体は一般市（類型Ⅱ－2）で表示（以下の記載も同様）

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成 25 年は、国家公務員の時限的な(2 年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 28 年 4 月 1 日のラスパイレース指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

① 経験年数階層の変動及び給料額の調整（2%加算）により、3 年前に比べ 1.4 ポイント上昇したが、高年齢層職員の退職に伴う職員構成の変動や給与制度の総合的見直しに係る現給保障の廃止などにより、今後一定の改善が見込まれる。

（４）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕

（給料表の改定時期） 平成 28 年 4 月 1 日

（改定内容）

平成 27 年 4 月 1 日には以下の理由により給料表の見直しを見送ったところであるが、行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.39% 引下げ。激変緩和のため、2 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて同様の見直しを実施。

一方、国の見直し内容において給与の公民較差が地域手当に重点的に配分される中、将来の有為な人材確保や職員の士気の向上を図るため、平成 28 年 4 月 1 日から給料の調整額として一律 2% の加算措置を実施。

（平成 27 年 4 月 1 日に見直しを見送った理由）

給与制度の総合的見直しにおいて、近隣市では地域手当支給地および支給割合が拡大する中で、本市については、引き続き地域手当非支給地とされたが、実質的な賃下げにつながるものであり、将来の有為な人材確保の可能性を広げることや職員の士気の向上を図ることが、市民の安全・安心な行政サービスを維持・発展させていく上で不可欠であると考えことから、平成 27 年 4 月 1 日の給与制度の総合的見直しの実施については見送ることとした。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 0% に対し、野洲市においても 0%。

（実施時期） —

（参考）

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度 の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %
野洲市の支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (28 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野洲市	43.3 歳	328,600 円	400,950 円	362,441 円
滋賀県	42.9 歳	331,878 円	444,936 円	381,200 円
国	43.6 歳	331,816 円	410,984 円	410,984 円
類似団体	41.8 歳	316,886 円	387,164 円	352,967 円

②技能労務職

区分	公務員					民 間			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
野洲市	51.5 歳	13 人	317,600 円	328,830 円	323,138 円	—	—	—	—
うち 調理師	46.8 歳	9 人	309,400 円	324,689 円	317,400 円	調理士	42.5 歳	262,400 円	1.24
うち 用務員	62.3 歳	4 人	336,000 円	338,025 円	336,000 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.69
滋賀県	54.1 歳	165 人	321,601 円	370,747 円	354,801 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	329,358 円	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	29 人	307,838 円	342,170 円	325,546 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
野洲市	—	—	—
うち 調理師	5,274,868 円	3,634,100 円	1.45
うち 用務員	5,444,900 円	2,732,900 円	1.99

*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している (平成 25～27 年の 3 ヶ年平均)

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

*年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野洲市	40.0 歳	310,890 円	349,465 円
滋賀県	41.8 歳	356,990 円	416,537 円
類似団体	38.3 歳	286,042 円	318,975 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給料月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28 年 4 月 1 日現在）

区 分		野洲市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	180,234 円	184,800 円	176,700 円
	高校卒	151,980 円	150,500 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	147,492 円	153,000 円	－ 円
	中学卒	－ 円	131,700 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	270,300 円	346,137 円	382,398 円	404,048 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	384,336 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	370,260 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

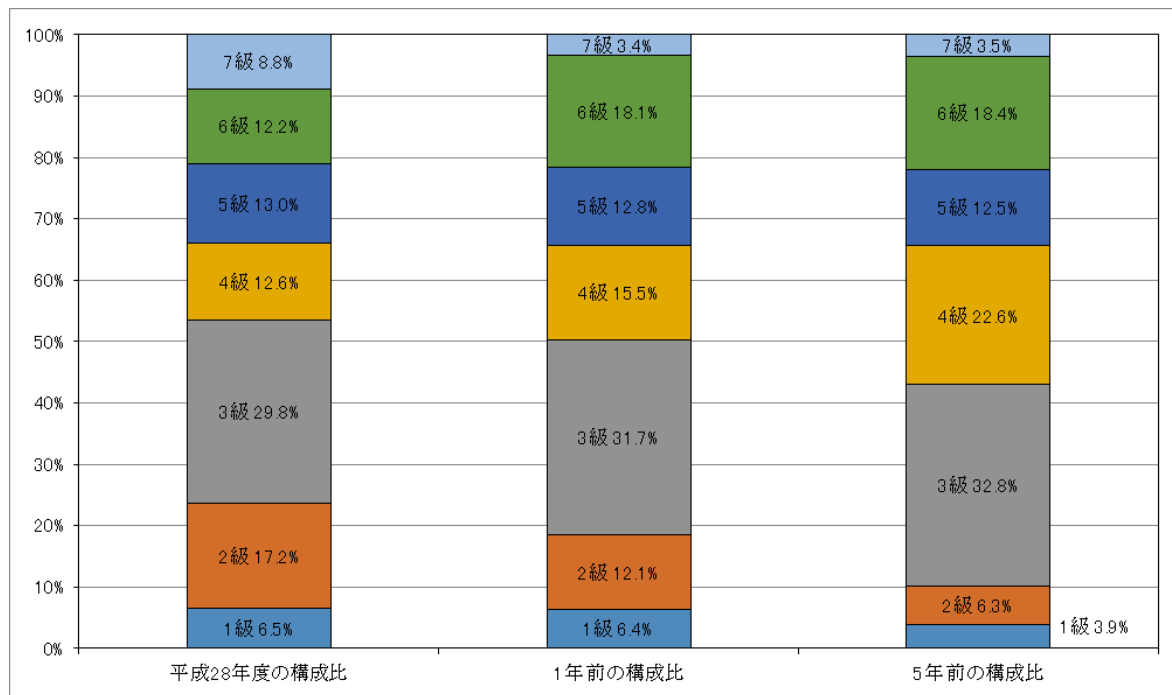
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号級の 給料月額
1 級	主事補、技師補、主事	17 人	6.5%	140,100 円	246,100 円
2 級	主事、技師	45 人	17.2%	190,200 円	303,000 円
3 級	主任、主査	78 人	29.8%	226,400 円	348,800 円
4 級	専門員、困難な業務を行う主査の職務	33 人	12.6%	259,900 円	379,800 円
5 級	課長補佐、室長補佐、主席主幹、主幹、 相当困難な業務を行う職務	34 人	13.0%	286,200 円	391,800 円
6 級	課長、室長、主席参事、参事の職務 又は相当困難な業務を行う職務	32 人	12.2%	317,000 円	409,000 円
7 級	部長、次長の職務	23 人	8.8%	361,300 円	443,700 円

(注) 1 野洲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 9 級制から 7 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	野洲市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野洲市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,526 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,731 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成 28 年度中における運用	野洲市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (28 年 4 月 1 日現在)

野洲市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
早期勸奨退職特例措置 (2～20%)			定年前早期退職特例措置 (2～45%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 19,951 千円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (28 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (27 年度決算)		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市全域	— %	— 人	— 円

(4) 特殊勤務手当 (28 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (27 年度決算)		106 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)		6,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27 年度)		4.2%	
手当の種類 (手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護等に従事する場合	300 円/日
狂犬病予防作業手当	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業に従事する場合	300 円/日
行旅病人対応作業手当	行旅病人の対応作業に従事する職員	行旅病人の対応作業に従事する場合	1,000 円/件
行旅死亡人処理作業手当	行旅死亡人の処理に従事する職員	行旅死亡人の処理に従事する場合	3,000 円/件
福祉業務手当	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する職員	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する場合	300 円/日
鳥獣等取扱作業手当	鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理、殺処分その他の危険を伴う作業に従事する職員	①鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理その他危険を伴う作業に従事する場合	①500 円/日
		②鳥獣等の殺処分を伴う作業に従事する場合	②1,000 円/日
危険箇所の点検等業務手当	焼却炉内の点検等に従事する職員など	焼却炉内の点検等に従事する業務など	500 円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27 年度普通会計決算)	123,163 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度普通会計決算)	418 千円
支給実績 (26 年度普通会計決算)	144,870 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度普通会計決算)	489 千円

(6) その他の手当 (28 年 4 月 1 日現在)

手当等	内容及び支給月額	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27 年度普通会計決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (27 年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合、そのうち 1 人については 11,000 円) 16～22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		37,712 千円	253,100 円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		14,840 千円	291,000 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給 (4,000 円限度)	異		22,986 千円	69,200 円
管理職手当	部長級 75,200 円、次長級 66,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円 (うち指導主事職 62,300 円)、主幹級 19,800 円 (うち指導主事職 43,600 円)	異		78,822 千円	736,700 円
宿日直手当	日直業務 4,200 円/日	同		1,025 千円	4,200 円

5 特別職の報酬等の状況 (28 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市 長	812,000 円	(参考) 類似団体における 最高/最低額
	副市長	721,000 円	1,037,000 円/ 435,000 円
			857,000 円/ 578,000 円
報酬	議 長	380,000 円	629,000 円/ 350,000 円
	副議長	330,000 円	575,000 円/ 300,000 円
	議 員	300,000 円	552,000 円/ 280,000 円
期末手当	市 長 副市長	(27 年度支給割合) 3.10 月分	
	議 長 副議長 議 員	(27 年度支給割合) 3.10 月分	

退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	812,000 円×在職月数×43/100	16,760 千円	任期毎
	副市長	721,000 円×在職月数×26/100	8,999 千円	任期毎
	備考			

*27 年度は副市長が不在のため支給実績はない。

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

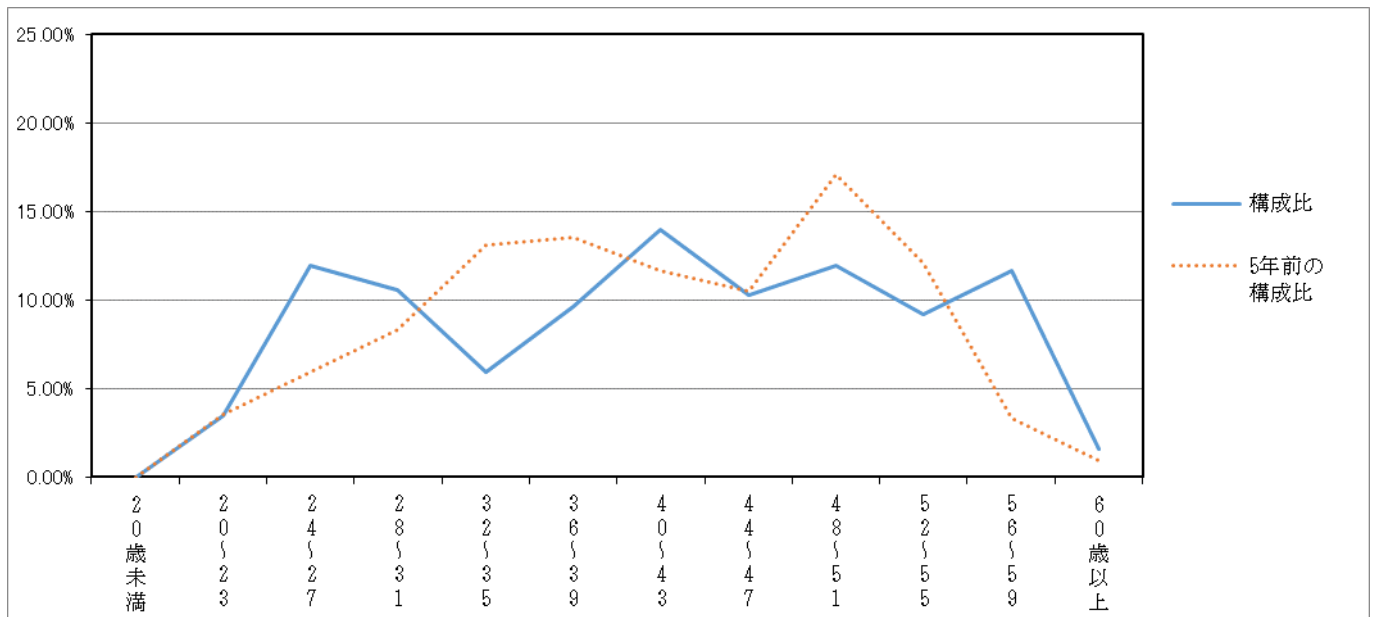
(各年 4 月 1 日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 27 年	平成 28 年		
普通 会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	業務増 業務の精査 業務増 業務の精査
		総務企画	81	83	2	
		税務	22	20	△2	
		民生	96	108	12	
		衛生	33	32	△1	
		労働	2	2	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	4	4	0	
		土木	33	33	0	
		計	286	297	11	〈参考〉 人口 1 万人当たり職員数 58.42 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 53.88 人)
	教育部門	122	105	△17		
	消防部門	—	—	—		
	小計	408	402	△6	〈参考〉 人口 1 万人当たり職員数 79.08 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 71.71 人)	
会計部門	公営企業等	病院	—	—	—	業務の精査 業務増 業務増
		水道	6	5	△1	
		下水道	5	6	1	
		その他	22	24	2	
		小計	33	35	2	
合計			441 [476]	437 [476]	△4 [0]	〈参考〉 人口 1 万人当たり職員数 85.96 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 15	人 52	人 46	人 26	人 42	人 61	人 45	人 52	人 40	人 51	人 7	人 437

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	270	277	278	284	286	297	27 (+10.0%)
教育	117	112	122	122	122	105	△12 (△10.3%)
警察	—	—	—	—	—	—	— (— %)
消防	—	—	—	—	—	—	— (— %)
普通会計	387	389	400	406	408	402	15 (+3.9%)
公営企業等会計	34	34	33	32	33	35	1 (+2.9%)
総合計	421	423	433	438	441	437	16 (+3.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 26年度の総費用に 占める職員給与費率
27年度	千円 828,049	千円 14,743	千円 32,346	% 3.9	% 3.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
27年度	人 6	千円 21,406	千円 2,782	千円 8,158	千円 32,346	千円 5,391	千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野洲市	41.3歳	310,819円	449,250円
市町村平均	44.7歳	346,797円	514,785円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野洲市（水道事業）		野洲市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（27年度） 1,400千円		1人当たり平均支給額（27年度） 1,526千円	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28 年 4 月 1 日現在）

野洲市（水道事業）			野洲市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
早期勸奨退職特例措置（2～20％）			早期勸奨退職特例措置（2～20％）		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 なし）		
1 人当たり平均支給額	－ 千円		1 人当たり平均支給額	19,951 千円	

ウ 地域手当（28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 27 年度決算）			－ 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）			－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
市全域	－ %	－ 人	－ 円	

エ 特殊勤務手当（28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）			－ 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）			－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27 年度）			－ %	
手当の種類（手当数）			1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
毒物等取扱手当	毒物等を取り扱う業務に従事する職員	毒物及び劇物取締法第 2 条に規定する毒物等を取り扱う業務	300 円/回	

オ 時間外勤務手当

支給実績（27 年度決算）	1,492 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）	249 千円
支給実績（26 年度決算）	1,671 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	334 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（28 年 4 月 1 日現在）

手当等	内容及び支給月額	国と制度との異同	国と制度と異なる内容	支給実績 (27 年度決算)	支給 1 人当たり 平均年額 (27 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合、そのうち 1 人については 11,000 円) 16～22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		973 千円	324,300 円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		－ 千円	－ 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給 (4,000 円限度)	異		326 千円	54,300 円
管理職手当	部長級 75,200 円、次長級 66,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円、主幹級 19,800 円	異		－ 千円	－ 円
宿日直手当	日直業務 4,200 円/日	同		－ 千円	－ 円

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合には、アスタリスク(*)としている。